

○平田村井戸掘削等事業費補助金交付要綱

平成23年 9月16日

要綱第11号

改正 平成25年 7月 1日要綱第12号

令和 7年 3月25日告示第101号

(趣旨)

第1条 村は、簡易水道事業の給水区域外に居住し、公営水道に加入することができない者で、安全で安心できる生活用水（飲料用、炊事用、入浴用その他の日常生活に要する水をいう。）の安定的な確保を図るため、新たに井戸等を掘削する必要があるもの（以下「資格者」という。）に対し、平田村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年平田村規則第14号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水質検査 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げる事項について、福島県飲用井戸等衛生対策要領（平成元年福島県保健環境部長通知（元第環衛第463号））の水質検査項目（塩素消毒をしない場合は、消毒副生成物を含まない。）に関する水質検査をいう。

(2) 浄水器 省令の表の下欄に掲げる基準（以下「水質基準」という。）に適合する水質に浄化する機器であり、かつ、次に掲げる事項の全てに該当する物をいう。

ア 生活用水を供給する給水装置に接続できること。

イ 耐用年数が通常の使用方法において5年以上であること。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 村に住所を有し、現に居住し、又は居住しようとする者のうち、単独又は共同利用により生活用水の給水施設を新設しようとするものであること。
- (2) 生活用水に困窮していること。
- (3) 簡易水道事業の給水区域外であること。ただし、災害等により緊急に生活用水を確保する必要があると村長が認める場合又は給水区域内で配水管の布設が著しく困難と認められる場合は、この限りでない。
- (4) 村税等、公課金の滞納がないこと。
- (5) その他、村長が特に必要と認めたもの

2 災害等により既設の井戸、山水等の水源が枯渇、汚染又は破損したことで生活用水の確保が著しく困難となった者は、第6条の規定にかかわらず、補助対象とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ボーリング工事費（打ち抜き工事及び素掘り工事を含む。）
- (2) 取水管工事費
- (3) ポンプ設置工事費
- (4) 給水管工事費（給水管設備のうち屋内配管は補助対象としない。）
- (5) 電気導線工事費
- (6) 貯水タンク設置工事費
- (7) 井戸新設時の水質検査費
- (8) 必要に応じて設置する浄水器設置工事費（浄水器の台数は、1給水施設当たり1台とする。）
- (9) 浄水器の設置前に水質基準不適合であった項目に係る設置後の水質検査費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定における補助対象経費（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の3分の2以内とし、限度額は60万円とする。ただし、井戸コガ設置及び申請者が施工を行う場合は、同条に係る資材等購入額の2分の1以内とし、限度額は25万円とする。

（事業の適用）

第6条 前条に規定する事業の補助は、当該事業について1回とする。

（補助金の交付申請）

第7条 この事業の補助金を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定に基づく補助金交付申請書（様式第1号）により、見積書等を添付して村長に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第8条 村長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、第3条に規定する事項について審査及び調査を行い、該当すると認めたときは補助金交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（施行及び変更）

第9条 申請者は、補助金交付決定通知後に事業に着手するものとする。

2 申請者は、補助金交付決定通知を受けた後において、事業内容の変更（軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業完了後1か月以内に事業実績報告書（様式第3号）を、村長に提出しなければならない。

（補助金の確定等）

第11条 村長は、前条の規定による事業完了の報告があつたときは、内容審査の上、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第4号）により補

助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 村長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第5号)による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の取消し)

第13条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為によりこの事業の決定を受けたとき。
- (2) 補助金をこの事業の目的外に流用したとき。
- (3) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 前条の規定に違反し、補助金を受けているときは、村長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月1日要綱第12号)

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(令和7年3月25日告示第101号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

平田村長

住 所  
氏 名 印  
(TEL — )

井戸掘削等事業費補助金交付申請書

平田村井戸掘削等事業費補助金交付要綱に基づく、 年度井戸掘削等事業費補助金について、金 円を交付されたく、平田村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年平田村規則第14号）第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 井戸掘削事業見積書又は計算書
- 4 設置場所の位置図
- 5 その他参考となる書類

1 事業計画書

井戸掘削場所	
戸数	戸
人数	人
工期	自 年 月 日～至 年 月 日

事業費の負担区分

区 分	総事業費	補助対象額	負担区分	
			村	設置者
計 画	円	円	円	円

2 収支予算書

収 入

区 分	予 算	備 考
補助金	円	
設置者負担	円	
合 計	円	

支 出

区 分	予 算	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

平田村長

印

年度井戸掘削等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のあつた平田村井戸掘削等事業費補助金交付要綱に基づく 年度井戸掘削等事業費補助金について、平田村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年平田村規則第14号）第7条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| 1 交付決定額    | 金 | 円 |
| 2 事業に要する経費 | 金 | 円 |

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

平田村長

住 所  
氏 名 印  
(TEL — )

年度補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあつた井戸掘削等事業については、平田村補助金等の交付等に関する規則(昭和52年平田村規則第14号)第13条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 工事費が確認できる書類(領収書等の写し)
- 4 設計工事施工及び完了写真
- 5 飲料水として適しているか確認できる書類(水質検査結果の写し)

1 事業実績書

井戸掘削場所	
戸数	戸
人数	人
工期	自 年 月 日～至 年 月 日

事業費の負担区分

区分	総事業費	補助対象額	負担区分	
			村	設置者
実績	円	円	円	円

2 収支決算書

収入

区分	決算	備考
補助金	円	
設置者負担	円	
合計	円	

支出

区分	決算	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

様式第4号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

平田村長

印

年度井戸掘削等事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した 年度井戸掘削等事業費  
補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_円

2 交付確定額 \_\_\_\_\_円

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

平田村長

申請者 住 所  
氏 名 印

井戸掘削等事業費補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあつた 年度井戸掘削等事業費補助金について、下記により金 円を交付して下さるよう請求します。

記

事 業 名	平田村井戸掘削等事業
事 業 費	円
交 付 決 定 額 (A)	円
受 領 済 額 (B)	円
今 回 請 求 額 (C) (A-B)	円
残 額 (D) (A-B-C)	円

支払い方法

現金 振込み

金融機関名 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義人 \_\_\_\_\_

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第10条関係)

様式第 5 号 (第11条関係)